

2006年5月1日

「開放機器等利用規定」および細則

徳島文理大学・香川校
地域共同開発センター
副学長 中島 賢一郎

1. 本学「地域共同開発センター」に登録した登録団体（「地域共同開発センターへの企業登録規定および付帯細則」に規定）は、本規定末尾に添付された「機器等使用許可願い」（様式1）に必要事項を記入し、本学「地域共同開発センター」係りに提出し、別途定める料金にて使用許可を受けることができる。
2. 機器を使用しようとする登録団体は、原則として、使用しようとする機器類に関する技術的知識を有する担当者を派遣する。
3. 2項に依らず、当該担当者がいない場合、本学担当指導員の指導を受けた担当者のみが、機器使用を許可される。
4. 3項について、登録団体は細則に定める料金を負担する。
5. 登録団体の機器使用担当者が使用する機器などについて、不具合が生じた場合は、ただちに当学担当指導員に連絡し、共同して、しかるべき措置を取る。
6. 5項記載の不具合が、登録団体の機器使用担当者の故意または過失による場合、本学・地域共同開発センター長は、機器使用登録団体に、妥当な補償責任を求めることが出来る。
7. 登録団体の機器使用担当者の本学内での行動に対する安全は、基本的に「自己管理」とし、発生した事故について、本学は、その責任を回避できる。